

## 伊勢市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童又は生徒で市内に住所を有する者及び伊勢市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒（以下単に「児童生徒」という。）の英語力及び学習意欲の向上を図るため、児童生徒及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）に対して、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験に要する費用として補助金を交付することに関し、伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、英検を受験した児童生徒（補助金の交付を受けようとする年度において教育委員会が実施する伊勢市英語検定チャレンジ事業により英検を受験した者を除く。）の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、英検の検定料の額とする。ただし、同一の試験日に同一の会場で実施される隣接する2つの英検の級をそれぞれ受験する場合にあつては、それらの検定料のうちいずれか高い額とする。

2 一の年度における補助金の交付は、児童生徒1人につき1回を限度とする。

3 過去に受験して合格したことがある英検の級については、規則第3条の規定による補助金の交付の申請をすることができない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する別に定める期日は、協会が定める受付期間及び試験日程に応じて市長が別に定める。

2 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、伊勢市英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 英検の検定料を支払ったことを証する書類又は英検の受験票の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 規則第5条の規定による通知は、伊勢市英語検定料補助金交付決定通知書（様式第2号）による。

（実績報告等の特例）

第6条 補助金の交付の申請をした保護者が規則第5条の規定による通知を受けたときは、規則第4条の規定により決定した補助金の額をもって規則第12条の規定による補助金の額の確定及びその通知を受けたものとみなす。この場合においては、規則第11条の規定は適用せず、規則第13条第1項中「補助金等交付請求書（様式第8号）により請求を受けて」とあるのは、「伊勢市英語検定料補助金交付申請書兼請求書の提出により」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
（伊勢市英語検定チャレンジ補助金交付要綱の廃止）
- 2 伊勢市英語検定チャレンジ補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）は、廃止する。